

# 福岡県公報

平成22年3月19日  
第3088号

## 目次

告示(第492号-第529号)

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) .....	2
漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意 (漁業管理課) .....	2
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) .....	2
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) .....	3
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	3
公共測量の実施 (県土整備総務課) .....	3
公共測量の実施 (県土整備総務課) .....	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	5

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	6
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	6
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	7
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	7
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	7
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	8
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	8
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	8
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	9
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	9
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	9
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	10
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	10
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) .....	11
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) .....	11
家畜の検査の実施 (畜産課) .....	11
道路の区域の変更 (道路維持課) .....	13
道路の区域の変更 (道路維持課) .....	13

道路の供用の開始	(道路維持課)	.....13
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....14
指定確認検査機関の指定の更新	(建築指導課)	.....14
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....14
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....15
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....15
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....16
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....16
公 告		
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(森林保全課)	.....17
一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	.....17
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	.....19
一般競争入札の実施	(総務事務センター)	.....20
争議行為の通知	(労働政策課)	.....24
公安委員会		
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	.....24
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	.....25
教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	.....25
正 誤		
福岡県行政手続条例に基づく意見募集(平成22年3月3日福岡県公報第3081号公告)中正誤		.....27
宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開(平成22年3月3日福岡県公報第3081号公告)中正誤		.....27
ガザミの採捕の制限(平成22年3月福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第54号)中正誤		.....27

## 告 示

福岡県告示第492号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ザ・モール春日

(2) 所在地 福岡県春日市春日5丁目17番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第493号

次の加入区について、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名称 大里加入区

福岡県告示第494号

福岡県税条例(昭和25年福岡県条例第36号)第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程(昭和48年9月福岡県訓令第16号)第135条の規定により次のように告示する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称  
ニッタン石油株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
福岡県北九州市若松区東二島3丁目514-3
- 3 特約業者の指定取消年月日  
平成21年11月30日

福岡県告示第495号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称  
高松産業株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
福岡県遠賀郡水巻町墳末北4丁目6-1
- 3 特約業者の指定取消年月日  
平成22年1月31日

福岡県告示第496号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字久原字薦附3226番1、3227番1、3228番1及び3229番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町大字上大隈544番地  
藤本 義嗣

福岡県告示第497号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区沼新町他	平成22年2月22日から 平成22年3月31日まで

福岡県告示第498号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区	平成22年1月29日から 平成22年3月31日まで

福岡県告示第499号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成22年3月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー那珂川店

(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町片縄三丁目113番 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨

福岡県告示第500号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成22年3月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー光が丘店

(2) 所在地 福岡県筑紫野市光が丘四丁目1番1号

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨

福岡県告示第501号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成22年3月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー筑後ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県筑後市大字山ノ井字扇田737番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨

福岡県告示第502号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成22年3月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー大木ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県三潴郡大木町上八院1732番地1

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友	合同会社西友

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社  
職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社  
職務執行者 野田 亨

福岡県告示第503号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成22年3月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニーすわの町店

(2) 所在地 福岡県久留米市諏訪野町1903番地21 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨

福岡県告示第504号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第

5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成22年3月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー小郡店

(2) 所在地 福岡県小郡市美鈴の杜2街区1号

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨

福岡県告示第505号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成22年3月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー那珂川中原店

(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町中原三丁目122番地

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨

福岡県告示第506号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成22年3月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 西友志免店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町志免中央3丁目4番1号

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨

福岡県告示第507号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成22年3月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 加布里ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県糸島市神在1389番1 外

3 大規模小売店舗の所在地

変 更 前	変 更 後
福岡県前原市大字神在1389番1 外	福岡県糸島市神在1389番1 外

4 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨

福岡県告示第508号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成22年3月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 森林都市ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県宗像市自由が丘三丁目12番4

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨

## 福岡県告示第509号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 届出年月日

平成22年3月8日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー吉井ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県うきは市吉井町鷹取字宮井56番1 外

## 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨

## 福岡県告示第510号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 届出年月日

平成22年3月8日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 久留米南ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県久留米市大善寺町宮本456

## 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨

## 福岡県告示第511号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 届出年月日

平成22年3月8日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ミスターマックス粕屋店・サニー粕屋店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号



## 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨

福岡県告示第512号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成22年3月8日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 みいまちショッピングタウン

(2) 所在地 福岡県久留米市御井町字大銃場2233番 外

## 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨

福岡県告示第513号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成22年3月8日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー宝町店

(2) 所在地 福岡県春日市伯玄町2丁目18番 外

## 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨

福岡県告示第514号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成22年3月8日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー前原店

(2) 所在地 福岡県糸島市浦志一丁目7番7号

## 3 大規模小売店舗の所在地

変 更 前	変 更 後
福岡県前原市浦志一丁目7番7号	福岡県糸島市浦志一丁目7番7号

## 4 大規模小売店舗を設置する者の住所

変 更 前	変 更 後
福岡県前原市浦志二丁目11番12号	福岡県糸島市浦志二丁目11番12号

## 5 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨

福岡県告示第515号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成22年3月8日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー須恵店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番1号

## 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨

福岡県告示第516号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成22年3月8日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ザ・モール春日

(2) 所在地 福岡県春日市春日5丁目17番地

## 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨

## 福岡県告示第517号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成22年3月8日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー古賀店  
 (2) 所在地 福岡県古賀市中央4丁目1-1

## 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレジェッスキー	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 野田 亨

福岡県告示第518号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年3月福岡県告示第593号福岡都市計画下水道事業福津公共下水道【福津市施工】の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 施行者の名称

福津市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画下水道事業福津市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和40年7月28日から平成28年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

平成21年福岡県告示第593号の事業地に、次の区域を加える。

福津市 西福岡二丁目、西福岡三丁目、福岡南三丁目、福岡南四丁目、福岡南五丁目、花見の里一丁目、若木台一丁目、若木台二丁目、若木台三丁目、小竹一丁目、小竹二丁目、村山田、桜川

手光 湯ノ浦、山中、突崎、立花木、徳法師、冠、峠、堂ノ向、大人、池田、通り堂津丸 通り堂、桜、清水ヶ本、三角、御客積、馬場、西後、野尻間、曙、宮城、藤井、橋ヶ浦、長林、長尾、高尾、横尾

久末 赤ハゲ、桑木

畦町 落合、管牟田、岩崎、高宮

八並 中原

福岡 簗淵、指原

## (2) 使用の部分

変更なし。

福岡県告示第519号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、次のように家畜の検査を実施するので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施の目的

家畜の監視伝染病のうち、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、豚コレラ、オーエスキー病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）及び腐蛆病の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため。

2 検査の対象となる監視伝染病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法

次の表に掲げるとおりとする。

監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病	知事がブルセラ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	血清学的検査（凝集反応検査及び補体結合反応検査）、疫学的検査及び臨床検査
結核病	知事が結核病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
ヨーネ病	知事がヨーネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	血清学的検査（酵素免疫測定検査）、細菌検査、ヨーニン検査、疫学的検査及び臨床検査

伝達性海綿状脳症	知事が伝達性海綿状脳症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域に所在する月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体のうち、知事が必要と認めたもの	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	酵素免疫測定検査、ウエスタンロット検査、免疫組織化学的検査及び疫学的検査
馬伝染性貧血	知事が馬伝染性貧血の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている馬のうち、知事が必要と認めたもの	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査）、疫学的検査及び臨床検査
豚コレラ	知事が豚コレラの発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認めたもの	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	血清学的検査（酵素免疫測定検査及び中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
オーエスキー病	知事がオーエスキー病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認めたもの	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	血清学的検査（ラテックス凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）	知事が家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている鶏のうち、知事が必要と認めたもの	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	血清学的検査（凝集反応検査）、細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
腐蛆病	知事が腐蛆病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されているみつばちのうち、知事が必要と認めたもの	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	細菌検査、疫学的検査及び臨床検査

高病原性鳥インフルエンザ	知事が高病原性鳥インフルエンザの発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている家きんのうち、知事が必要と認めたもの	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査）、ウイルス分離検査、疫学的検査及び臨床検査
アカバネ病	知事がアカバネ病の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
チュウザン病	知事がチュウザン病の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
アイノウイルス感染症	知事がアイノウイルス感染症の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
イバラキ病	知事がイバラキ病の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
牛流行熱	知事が牛流行熱の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査

福岡県告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	畦町 村山田線	前	宗像市村山田1458番1先から 同市村山田984番1先まで	9.6 ～ 18.0	162.0
			後	同上	3.6 ～ 14.4	162.0

福岡県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	北川内 草野線	前	八女市上陽町下横山601番1先から 同市上陽町下横山600番先まで	4.8 ～ 7.6	94.0
			後	同上	5.4 ～ 8.5	94.0

福岡県告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年3月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	495号	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目1592番826先から同郡同町下府2丁目1592番860先まで

福岡県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年3月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡線	糟屋郡粕屋町大字仲原2712番9先から同郡同町大字仲原2721番2先まで
福岡	福岡線	糟屋郡粕屋町大字仲原2571番5先から同郡同町大字仲原2567番21先まで
福岡	福岡線	糟屋郡粕屋町大字仲原2548番2先から同郡同町大字仲原2545番1先まで

福岡県告示第524号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の23第1項の規定による指定の更新をしたので、同法第77条の21第1項の規定により、指定確認検査機関の名称等を次のように告示する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	更新年月日	更新の有効期間
2	(財)福岡県建築住宅センター	福岡市中央区天神1丁目1番1号	建築基準法に基づく指定確認検査機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号、第2号、第9号、第10号、第13号、第14号に掲げる区分	福岡県の全域	本部：福岡市中央区天神1丁目1番1号 北九州事務所：北九州市小倉北区大手町1番1号 筑後事務所：久留米市城南町15番地5 筑豊事務所：飯塚市吉原町6番1号	平成22年3月10日	更新した日から5年間

福岡県告示第525号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称（仮称）ドラッグコスモス吉田南店
- (2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町吉田南一丁目1038 - 17 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項  
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等

歩行者及び車輛の安全かつ円滑な通行の確保をお願いします。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の処理計画について、環境保全係と協議をお願いします。

(4) 防災・防犯対策への協力

ア 青少年健全育成の観点から、日没後や夜間の駐車場巡回等、十分な非行防止対策を実施していただくようお願いします。

イ 現在、当町は、町内にある事業所と災害時における応援協定の締結を推進しています。そのため、貴店の開店後、災害時における協定のお願いに伺いたいと思いますので、是非ご協力をお願いします。

(5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(6) 廃棄物に係る事項等

廃棄物の処理計画について、環境保全係と協議をお願いします。

(7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(8) その他

ア 日本チェーンストア協会が策定した「地域事業者等との連携・協働のためのガイドライン」の「3. 実効性を高めるための具体的行動事例」にあるように、当町や地域住民、関係団体と相互に連携し、地元商工会への加入、町内で行われるイベントへの協力、地域経済団体等の活動や地域の美観・景観等生活環境推進への協力をお願いします。

イ 店舗開設にあたり、時期や内容等を地域住民に十分周知するようお願いします。

ウ 開店後に、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合は、その適切な対策について当町、地域住民等と誠意をもって協議・対応されるようお願いします。

福岡県告示第526号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年2月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 A F O

(2) 代表者の氏名

今村 一宏

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川市大字伊田2792番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、クリーニング業界に係る雇用問題や雇用の拡大を図って行く為に障害者自立支援法に基づいた就労移行支援、就労継続支援A型B型、共同生活援助事業を行う。また、社会で生活していく上で様々な情報提供や生活指導、相談を行い個人個人に密着した対応や環境を提供し能力開発訓練事業の諸活動に関する事業を行い、クリーニング業界への雇用の増進と地域の産業、経済の活性化を図るための障害福祉サービスを推進し社会全体の公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第527号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年2月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人 風のリンク
- (2) 代表者の氏名  
犬童 巖
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県太宰府市石坂4丁目5番6号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、急速に高齢化が進む中、一人暮らしの高齢者の方々を中心に、地域社会との交流をはかり、高齢者一人ひとりが、その豊かな経験や知識・技能を活かして積極的に社会と関わり、地域社会の一員として役割を担うことができるような環境づくりと、高齢者がかえるさまざまな不安や悩みに積極的にかわり、死への不安、死後への不安の解消のための活動や終末期に直面する現実的な問題に関する活動を通して、高齢者が精神的な自立と個人としての尊厳を保持しながら、安心して有意義な生活を送ることのできる健全な地域社会の構築を目指します。

福岡県告示第528号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年3月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人ふくおか視覚障害者雇用開発推進センター
- (2) 代表者の氏名

赤松 賢一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区鷹見台四丁目18番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、視覚障害者の就労に関する調査研究・支援者育成・就労のための職業訓練・就労に関する情報提供・相談などの事業を行い、視覚障害者の安定した就労を促進し、その経済的自立と福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第529号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年2月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人障害者サポートの会“みどり”
- (2) 代表者の氏名  
角釋 哲夫
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県宗像市東郷6丁目2番29号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者が自らの意思に基づいた日常生活が過ごせるよう、権利の擁護と財産の管理等についての支援を行い、障害者が安心して地域社会の中で生活できる障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。

公 告



## 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募を実施しないで福岡県土砂埋立て等許可事務取扱要領の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部森林保全課に備え置きます。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 意見を募集しなかった理由

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第27号）等の一部改正及び市町合併に伴い、所要の規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 要領の施行年月日

平成22年4月1日

## 公告

平成22年度県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布等業務の委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 調達内容

## (1) 調達役務の名称及び数量

## ア 名称

平成22年度県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布等業務の委託

## イ 数量

入札仕様書による。

## (2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

## (3) 契約期間

契約締結日から平成23年3月31日まで

## (4) 納入場所

入札仕様書による。

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成22年3月31日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が13-05（運送）又は13-11（その他）で、「AA」又は「A」の等級に格付されている者（事前に福岡県総務部総務事務センター調達班で等級の格付の確認をすること。）

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、世帯への配布とする。

イ 同程度の基準は、1万世帯以上への配布とする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

## 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102

- 5 契約条項を示す場所  
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 期間  
平成22年3月19日(金)から平成22年3月31日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所  
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、受領期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
4の部局とする。
- (2) 受領期限  
平成22年3月31日(水)午後5時00分
- (3) 提出方法  
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- 9 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県庁 行政11号会議室(南棟地下1階)
- (2) 日時  
平成22年4月1日(木)午前11時
- 10 落札者がいない場合の措置  
開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積金額(平成21年度配布見込み部数2,865,348部に1部当たりの入札単価(消費税及び地方消費税を含む。))を乗じて得た額と平成21年度配送見込み箇所数2,978か所に1か所当たりの入札単価(消費税及び地方消費税を含む。))を乗じて得た額を合算した額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金  
契約金額(平成21年度配布見込み部数2,865,348部に1部当たりの契約単価(消費税及び地方消費税を含む。))を乗じて得た額と平成21年度配送見込み箇所数2,978か所に1か所当たりの契約単価(消費税及び地方消費税を含む。))を乗じて得た額を合算した額)の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- 12 入札の無効  
次の入札は無効とする。  
なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 金額の記載がない入札  
(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
財務会計システム用機器の賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
    - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
    - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
    - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
  - エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し  
チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

## (2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092 - 641 - 7838

## (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

## (4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成22年4月26日（月）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

## 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

## (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

## (2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 賃貸借契約の名称及び種類

財務会計システム用機器等の賃貸借一式（設置、機器設定、移行作業を含む）

## (2) 調達物品の仕様等

別添「財務会計システム用機器等の賃貸借仕様書」のとおり

## (3) 履行期限

賃貸借の開始日から72か月（6年間）

## (4) 納入場所

福岡県福岡市内のIDC（インターネットデータセンター）

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成22年4月26日（月）までに次の(3)の部局へ提出すること。

## (1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812 - 0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

## (2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

## (3) 福岡県総務部総務事務センター調達班（県庁行政棟1階）

〒812 - 8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

## 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加

資格をいう。以下同じ。）

平成22年5月10日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

## (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業 種 名	等級
05	02	電子通信機器	A A
13	04	調査統計	A A
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	A A
13	11	サービス業種その他（その他）	A A

(2) 納入しようとする物品が入札説明書に示した要求仕様を満たすことを証明する機能証明書を、別紙仕様書の機能証明書作成要領に従い作成し、平成22年4月12日（月）までに、総務事務センター総務企画班（県庁行政棟3階）に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者。

なお、内容に不備又は不明な点があつて、総務事務センター総務企画班から補正又は説明を求められた場合に、平成22年4月21日（水）までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した機能証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

## (3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(5) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成19年6月1日19総セ第4045号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

## 5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター総務企画班（県庁行政棟3階）

〒812 - 8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3145 (ダイヤルイン)

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要 (別紙様式)

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成22年3月19日(金)から平成22年4月5日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

5の部局とする。

10 入札説明会の開催

(1) 日時

平成22年3月26日(金) 午後2時00分から

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟1階 福岡県総務事務センター入札室

(3) 入札説明会に参加を希望する者は、平成22年3月25日(木)午後5時00分までに

財務会計システム用機器等の賃貸借業務入札説明会参加予定者報告書(入札説明書の様式)をファクシミリにて提出すること。

11 入札書の提出場所、受領期限及び注意事項

(1) 提出場所

福岡県総務部総務事務センター総務企画班 県庁行政棟3階

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3145 (ダイヤルイン)

(2) 受領期限

平成22年5月10日(月) 午後5時00分

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書(別紙様式)を直接又は郵送(書留郵便に限る。受領期限内必着)により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「何月何日開封《財務会計システム用機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「何月何日開封《財務会計システム用機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

12 開札

(1) 日時

平成22年5月11日(火) 午前11時00分

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟1階 福岡県総務事務センター入札室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行なうものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行なう。

(4) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち合っている場合にあつて、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。

(2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成22年5月6日(木)午後4時00分までに総務事務センターへ「保証金等納付書」(総務事務センターで入手すること。)を添えて納付又は提供すること。(入札説明書の「入札保証金等についてのお願ひ」を参照のこと。)

(3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合。

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到着しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記載押印がなく、入札者が判明しない入札

(6) 入札保証金が上記13の(1)に規定する金額に到しない入札

(7) 金額の重複記載、又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行なった者がした入札

15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該

入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 16 調達手続の停止

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

#### 17 Summary

##### (1) Articles and Quantity

A Lease contract of the machinery for Financial Accounting system

##### (2) Period of Lease

It is 72 months from a Lease start date which a period is reckoned

##### (3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

##### (4) Time Limit of Tender

5:00 P.M. 10 May, 2010

##### (5) Contact Point for Notice

General Affairs Center, General Affairs department,

Fukuoka Prefectural Office,

7-7, Higashikoen, Hakata-ku,

Fukuoka City, 812-8577,

Japan

TEL 092-643-3145

#### 公告

日本通運門司港湾常備労働組合から賃金並びに一時金等の要求に関して、平成22年3月24日午前零時以降、その組合員の従事する次の職場（日本通運門司海運支店太刀浦事業所）において争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成22年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

公安委員会

#### 福岡県公安委員会告示第72号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年3月19日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所等

##### (1) 講習会の日時

平成22年4月21日（水）午前10時から午後5時までの間

##### (2) 講習会の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署道場

##### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

#### 2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

#### 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト



「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

#### 福岡県公安委員会告示第73号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年3月19日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成22年4月16日（金） 13：30～16：30	田川郡川崎町大字田原772番地の1 川崎町勤労青少年ホーム	田川警察署
平成22年4月22日（木） 13：30～16：30	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
平成22年4月22日（木） 13：30～16：30	筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署
平成22年4月26日（月） 13：30～16：30	行橋市行事3丁目12番1号 行橋警察署 会議室	行橋警察署

#### 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令  
(2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

#### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。  
(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。  
(4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。  
(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

#### 福岡県公安委員会告示第74号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成22年3月19日

福岡県公安委員会

#### 1 審査の種類

教習指導員審査

#### 2 審査に係る運転免許の種類

道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

#### 3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成22年4月22日（木曜日） 午前9時00分～午後3時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車学校協会
平成22年4月23日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車学校協会
平成22年4月26日（月曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	北九州市門司区大字畑120 アイルモータースクール門司
平成22年4月27日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	うきは市浮羽町浮羽469-1 うきは市立自動車学校

#### 4 審査の申請手続等及び受付期間

- (1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの)、審査自動車を運転することができる運転免許証(仮運転免許証を除く。)を複写したものと及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許、中型免許	15,650円
普通免許	12,150円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許、牽引免許	9,500円
大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許	13,300円

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

## (2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年4月9日(金曜日)までの(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)に規定する県の休日を除く。)午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年4月9日(金曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 5 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証(仮運転免許証を除く。)を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

正 誤
-----

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
22・3・3	3081	公 告		7			8		平成22年3月23日	平成22年年3月23日
							8		同条第2項において準用する	同条第2項において準用する
22・3・8	3083	豊前海区 漁業調整 委員会指 示	53	11			後から 6		福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第54号	福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第53号